

# 運輸安全マネジメントに関する 取り組みについて

令和 7 年度版



信栄バス株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、当社の安全管理規程に基づき下記のとおり公表いたします。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和6年度

|      | 目 標 | 実 績 | 達成状況 |
|------|-----|-----|------|
| 重大事故 | 0 件 | 0 件 | ○    |
| 人身事故 | 0 件 | 0 件 | ○    |
| 物損事故 | 0 件 | 0 件 | ○    |

令和7年度

|      | 目 標 |
|------|-----|
| 重大事故 | 0 件 |
| 人身事故 | 0 件 |
| 物損事故 | 0 件 |

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和6年度 実績

|           |     |
|-----------|-----|
| 車内事故      | 0 件 |
| 死傷者が生じた事故 | 0 件 |
| 車両故障      | 0 件 |
| 合 計       | 0 件 |

#### 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程第三章第八条のとおり〔(別紙1)安全管理組織図〕によります。

#### 5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。
  - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- (2) 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

#### 6. 輸送の安全に関する計画

- (1) 年間を通した安全運動の取り組みとしまして、春の全国交通安全運動(4月)、夏の全国交通安全運動(7月)、秋の全国交通安全運動(9月)、高齢者を交通事故から守る県民運動(10月)、冬の全国交通安全運動(12月)、年末年始輸送安全総点検(1月)、を実施し輸送の安全意識の向上を図ります。
- (2) すべての運転士に対して、安全研修として安全運転に関する知識と技術を向上させるための社内研修を実施します。
- (3) 特定の運転士(事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者)に対して、個別に運転操作や乗務態度、健康管理に関する個人指導を実施します。
- (4) 健康診断は1年以内ごとに1回(深夜運転に従事する者は6ヶ月以内ごとに1回)実施し、運転士の健康状態の把握及び指導を図ることにより、健康に起因する事故を未然に防ぐよう努めます。

## 7. 輸送の安全に関する投資

- (1) 車両の12か月定期点検は販売メーカー車検とし、より不良個所の発見精度の高いものとなるよう投資しました。
- (2) 運転士の健康状態や疲労状況の把握に効果の高い携帯型心電計を購入しました。
- (3) 経営トップは運輸安全マネジメント認定セミナーを受講しました。
- (4) デジタコ及び高性能アルコール検知器、IT 点呼ソフトを導入し、社内のデジタル化を促進させました。
- (5) 高齢運転者に対し、人間ドッグ(脳検診等)を実施しました。

## 8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程第四章第十三条のとおり〔(別紙2)緊急時の連絡体制〕によります。

## 9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) すべての運転士に、安全運転に関する知識と技術を向上させるための社内研修を実施します。
- (2) 特定の運転士(事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者)は、法令で定められた期日までに適性診断(特定診断Ⅰ・Ⅱ、初任診断、適齢診断)を受診します。また運行の安全を確保するための特別な指導を実施します。
- (3) 特定の運転士以外の運転士については、2年に1回以上の頻度にて、一般診断を受診します。
- (4) 運行管理者は一般講習を、整備管理者は整備管理者選任後研修を、2年に1回以上の頻度にて受講します。
- (5) 経営トップは運輸安全マネジメント認定セミナーを受講します。

## 1 0．初任運転者に対して行う安全運転の実技指導

令和 6 年度の初任運転者(新規雇い入れ)はありませんでした。

## 1 1．輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理規程第四章第十五条のとおり行い、内部監査の結果を総括し事業の継続的改善を図ります。

## 1 2．安全統括管理者

代表取締役 駒形一樹 を選任しています。

## 1 3．安全管理規程

当社ホームページに掲載します。

以上